

酒田市

Sakata City

おくやみ
ハンドブック

ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

酒田市では、お亡くなりになった後の諸手続きについて、ご遺族の方が速やかに行うことができますよう、ハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

もくじ

身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(目安)	P.2
おくやみスマート窓口のご案内	P.3
予約から予約日当日までの流れ	P.3
来庁時の持ち物	P.4
死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.5
死亡に伴う各種手続き	
1. 死亡届・火葬許可の手続き	P.7
2. 住民登録の手続き	P.8
3. 保険の手続き	P.12
4. 年金の手続き	P.14
5. 税金・保険料の手続き	P.17
6. 固定資産の手続き	P.19
7. バイク・トラクターの手続き	P.22
8. 介護保険の手続き	P.24
9. 高齢者の手続き	P.25
10. 障がい福祉の手続き	P.26
11. 生活保護の手続き	P.31
12. こどもの手続き	P.32
13. 上下水道の手続き	P.37
14. 粗大ごみの手続き	P.38
15. 市営住宅の手続き	P.39
16. パートナーシップ宣誓の手続き	P.40
17. デマンドタクシーの手続き	P.41
18. 今後の相談	P.42
亡くなられた方が会社員だった場合	P.45
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.46
改葬・墓じまいの手続き	P.46
市役所以外の手続きチェックリスト	P.47
銀行口座凍結時の解除の方法	P.49
相続の手続きチェックリスト	P.51
家系図	P.53
亡くなられた方の財産のリスト	P.54
法定相続情報証明制度	P.56
委任状	P.57

身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (詳細は48ページ) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (詳細 51・52 ページ)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (詳細は52ページ)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (詳細は51ページ) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (詳細は52ページ) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

おくやみハンドブックは酒田市ホームページでご覧いただけます

このハンドブックは、酒田市ホームページに電子版を掲載しています。
また、手続き方法の一部は酒田市ホームページで公開しています。
オンラインでできる手続きもありますので、あわせてご利用ください。
※各項目の二次元コードを読み取ると、手続きのページが表示されます。



▲おくやみ
ハンドブック

おくやみスマート窓口のご案内

酒田市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみスマート窓口」を設置しています。※酒田市に住民登録をされていた方が亡くなられた場合、この窓口でお手続きできます。

〈予約した場合〉

●市役所関係の手続きをまとめて確認・受付できます

事前予約制のおくやみスマート窓口は、亡くなられた方の市役所内での手続きを、専用のワンストップ窓口で行うサービスです。

※税金や水道手続きなど、一部「おくやみスマート窓口」対象外の手続きもあります。

開設場所や時間などの詳細は、別紙「おくやみスマート窓口利用ガイド（以下利用ガイド）」をご確認ください。




〈予約しない場合〉

本庁舎1階市民課の住民異動窓口（4～6番窓口）、各総合支所市民福祉係窓口において、市役所での一般的な手続き内容をご案内いたしますが、担当部署の窓口で各自お手続きいただきます。時間に余裕をもってお越しください。

予約から予約日当日までの流れ

STEP 1 来庁の予約をする

おくやみスマート窓口は、利用希望日の3開庁日前までに予約が必要です。

<p>オンライン (LINE)で 予約</p> 	<p>①予約に必要なものを準備する スマートフォン LINEアプリが利用でき、酒田市公式LINEと「友だち」になっているスマホが必要です。</p> <p>②予約する 二次元コードをスマホで読み込み、予約フォームに入力します。</p>	 <p>▲予約フォーム</p>
<p>電話で予約</p> 	<p>①予約の電話をかける 予約の電話番号は、別紙「利用ガイド」2ページに記載しています。</p> <p>②予約に必要な項目に回答する 希望日時・場所、申請者・故人の情報、故人との関係（続柄）などをお聞きします。</p>	

予約したら、別紙「利用ガイド」4ページのチェックシートに、訪問する日時と場所を記入しましょう。

STEP 2 持ち物を準備する

本紙4ページ「来庁時の持ち物」や、5・6ページ「各種手続きチェックリスト」から該当する手続きのページをご覧ください、必要な手続きと持ち物を調べて準備します。

- オンライン予約された方には、前日までに「必要な手続き」と「持ち物」をLINEで配信します。
- 喪主（葬祭執行者）や相続人が来庁できない場合、自署または記名押印された委任状が必要な場合があります。本紙57ページ「委任状」をコピーしてご利用ください。

STEP 3 予約日当日に来庁する

予約の時間になりましたら予約した窓口（市役所の場合は1階総合案内）へお越しください。

※予約時間を15分程度過ぎても来られなかった場合は自動キャンセルとなります。

来庁時の持ち物

一般的な持ち物は、以下のとおりです。

亡くなられた方のもの

- 後期高齢者医療・国民健康保険の資格確認書など、介護保険の保険証**
※負担割合証や負担限度額認定証もあればお持ちください。
- 重度心身障がい(児)者医療証、子育て支援医療証、ひとり親家庭等医療証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

ご遺族の方のもの

- 来庁・申請される方の本人確認書類**
※下記「本人確認の実施と本人確認書類」をご確認ください。
- 相続人代表者や喪主(葬祭執行者)の振込口座がわかるもの**
※口座名義や口座番号などが確認できる預貯金通帳やキャッシュカードなど
- 喪主であることがわかるもの**
※会葬礼状、葬儀日程表、葬儀の領収書など(写し可)
- 申請される方の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(手続きによっては必要になります)**
※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード(記載された氏名・住所などが住民票と一致している場合)、マイナンバーが記載された住民票の写し
- 亡くなられた方が世帯主だった場合は、同じ世帯全員の国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ**

本人確認の実施と本人確認書類

なりすましや不正防止のため、証明書などの交付申請、世帯主変更届などの住民異動届出時に窓口に来られる方の本人確認を実施しています。本人確認書類をお持ちいただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

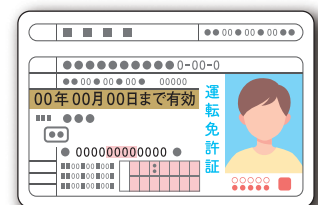
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の保険証、医療受給者証、年金手帳、学生証、通帳 など



▲本人確認
書類一覧

本人確認書類の一覧や2点の組み合わせは、酒田市ホームページに掲載しています

死亡に伴う各種手続きチェックリスト ((該当する項目をご確認いただき、詳細ページを参照してください))

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当	手続済	項目	詳細ページ
火葬許可・死亡届			死亡届、火葬許可・斎場使用許可申請の手続き	P.7
住民登録			世帯主だった	P.8
			マイナンバーカードを持っていた	
			印鑑登録をしていた	P.9
			パスポートを持っていた	
		亡くなられた方の証明書が欲しい	P.10	
保険			後期高齢者医療保険に加入していた	P.12
			国民健康保険に加入していた	P.13
年金			国民年金を受け取っていた	P.14
			厚生年金を受け取っていた・厚生年金を納めていた	
			遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金のみを受け取っていた	P.15
			国民年金を納めていた(受け取っていない)	
			共済年金・企業年金・軍人恩給を受け取っていた	P.16
			農業者年金を受け取っていた・農業者年金を納めていた	
		心身障害者扶養共済制度を使っていた		
税金・保険料			市税などを納めていた	P.17
			介護保険料を納めていた	
			市税や保険料を口座振替で納めていた	P.18
固定資産			亡くなられた方名義の土地や建物がある	P.19
			亡くなられた方から農地(田・畑)を相続した	P.21
			亡くなられた方から山林を相続した	
バイク			酒田市ナンバーのバイク(125cc以下)・小型特殊自動車(トラクターやミニカーなど)を持っていた	P.22
介護保険			65歳以上の方全員・65歳以下で介護認定を受けていた	P.24
高齢者			ほっとふくし券を利用していた	P.25
			在宅紙おむつ券を利用していた	

区分	該当	手続済	項目	詳細ページ
障がい福祉			障害者手帳を持っていた	P.26
			障害児福祉手当を受け取っていた	
			特別障害者手当を受け取っていた	P.27
			せきずい損傷者介護手当を受け取っていた	
			特別児童扶養手当を受け取っていた	P.28
			重度心身障がい(児)者医療証を持っていた	P.29
			障がい者ほっとふくし券・障がい児ほっとふくし券を持っていた	
			自立支援医療受給者証を持っていた	P.30
			障がい福祉サービスを使っていた	
			障がい児通所支援を使っていた	
保生活			生活保護を受けていた	P.31
こども			児童手当を受け取っていた(児童が亡くなられた場合も含む)	P.32
			児童扶養手当を受け取っていた(児童が亡くなられた場合も含む)	P.33
			子育て支援医療証を持っていた(児童の被保険者が亡くなられた場合も含む)	P.34
			ひとり親家庭等医療証を持っていた	
			未熟児養育医療券を持っていた(保護者が亡くなられた場合も含む)	P.35
			18歳以下の子がいる父・母が亡くなられた	P.36
上下水道			上下水道を使っていた	P.37
			公共下水道事業受益者負担金を納めていた	
ご粗み大			家財整理をしたい	P.38
住市営			市営住宅に入居していた	P.39
アパート			パートナーシップ宣誓をしていた	P.40
デマンドタクシー			デマンドタクシーを登録していた	P.41
今後の相談			相続手続きなどを専門家に相談したい	P.42
			空き家の相談をしたい	

1. 死亡届・火葬許可の手続き

死亡届、火葬許可・斎場使用許可申請の手続き

手続き

手続き詳細	期 限
<p>葬儀の日程が決まりましたら、斎場の予約をしてください。</p> <p>予約後、死亡届の提出・火葬許可証及び斎場使用許可証の受け取りのため、市役所市民課や各総合支所市民福祉係（夜間・休日は市役所守衛室）へ来庁してください。</p> <p>「死亡診断書（死体検案書）」は今後さまざまな手続きで必要になります。死亡届を提出する前に、かならず複数部コピーをお取りください。</p> <p>※上記の手続きは、葬祭業者が代理で行っている場合があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲死亡届の届出</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲酒田市斎場の案内</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲斎場使用の留意点</p> </div> </div>	<p>亡くなられたことを知った日から7日以内</p> <p>手続き可能な人 親族または亡くなられた方の同居者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 死亡届（医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 斎場使用料</p>	<p>【死亡届・斎場予約に関すること】 市民課 戸籍係 ☎ 0234-26-5724</p> <p>【斎場使用に関すること】 環境衛生課 管理係 ☎ 0234-31-0933</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について


委任状

広告掲載事業者

2. 住民登録の手続き

世帯主だった

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に「亡くなられた方を除く15歳以上の方」が2名以上いる場合は、新しい世帯主を届出してください。 ◆15歳以上の方が1名のみいる場合、世帯主は自動的にその方に変更されます。 ◆この届出がないと、住民票などの証明書が発行できません。	速やかに
 ▲概要	手続き可能な人
	亡くなられた方と同じ世帯だった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している世帯は、世帯全員分の国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の方が届出する場合は、亡くなられた方と同じ世帯だった方の委任状	市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723

マイナンバーカードを持っていた

手続き カードの破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた日をもって自動的に廃止になります。 マイナンバーカードやマイナンバー通知カードは、返却する必要はありません。ただし、相続の手続きなどで亡くなられた方の個人番号が必要になる場合もありますので、しばらくは保管し、必要がなくなったら個人情報に留意のうえ破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723

2. 住民登録の手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却・破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた日をもって自動的に廃止になります。 印鑑登録証は亡くなられた日以降は使用できませんので、返却するか破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723

パスポートを持っていた

手続き パスポートの返納・破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた時点で失効します。 パスポートは亡くなられた日以降は使用できませんので、返却するか破棄してください。	なし
	手続き可能な人 亡くなられた方の家族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のパスポート（有効期限があるもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍謄本（死亡日が記載されてあるもの） <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類	市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723 山形県パスポートセンター ☎ 023-647-2566

亡くなられた方の証明書が欲しい

手続き① 戸籍の請求

手続き詳細

亡くなられた方の相続人を確認するためなど、亡くなられた方の「出生から死亡まで」のすべての戸籍が必要になることがあります。

どのような戸籍が必要かは提出先によって異なりますので、事前にご確認ください。

【市民課・各総合支所市民福祉係の窓口で請求する】

◆亡くなられた方の配偶者(夫や妻)や直系者(子や父母など)が請求する

- ・亡くなられた方の戸籍謄本は、全国の市区町村窓口で請求できます。ただし、請求される方本人が来庁し、顔写真付きの本人確認書類が必要です。
- ・顔写真付きの本人確認書類を持っていない方が戸籍を請求する場合は、酒田市内の戸籍に限り請求できます。

◆配偶者や直系者から委任を受けた代理人が請求する

- ・酒田市内の戸籍に限り請求できます。委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ・57ページにある委任状をご利用ください。

◆利害関係人が請求する

- ・自己の権利行使や義務履行などのために戸籍を請求される場合、酒田市内の戸籍に限り請求できます。正当な請求理由と、利害関係と請求理由を裏付ける書類(疎明資料)、請求される方の本人確認書類が必要です。

※利害関係の確認のため、さらに資料が必要になる場合もあります。

【郵送で請求する】

- ・酒田市内にある戸籍に限り請求できます。
- ・申請書や準備いただく書類など、詳細はホームページをご確認ください。



▲郵送請求の方法

問い合わせ先 **市民課住民係 ☎ 0234-26-5723**

あなたの手続きを応援します！
「法定相続情報証明制度」をご利用ください
制度の詳細は56ページをご覧ください

2. 住民登録の手続き

亡くなられた方の証明書が欲しい

手続き② 住民票除票の請求

手続き詳細	期 限
<p>相続登記や銀行口座手続きなど「相続」に使用する目的であれば、相続人の方が住民票除票を請求できます。</p> <p>死亡保険金の受け取りなど「相続以外」に使用する目的であれば、保険金受取人など実際に手続きされる方に限り、住民票除票を請求できます。</p> <p>◆申請理由と提出先の記入が必要です。亡くなられた際に同じ世帯員だったからという理由のみでは発行できません。</p> <p>◆亡くなられた方の個人番号は記載できません。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>① 相続人 ② 利害関係人 ③ ①②以外の方(①や②からの委任状が必要です)</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 利害関係と請求理由を裏付ける書類(疎明資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金受取の場合、請求される方が受取人として記載されている保険証書など ・債権や債務があり所在不明の場合、契約書など当事者の関係がわかる資料など <p><input type="checkbox"/> 請求される方が相続人であることが酒田市にある戸籍で確認できない場合は、関係がわかる戸籍</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723</p>



▲概要

手続き③ 固定資産関係の証明書の請求

手続き詳細	期 限
<p>原則、相続人が請求することができます。</p> <p>必要年度の1月1日時点の固定資産税納税義務者の氏名が必要です。ご不明な場合は、固定資産税の納税通知書や登記事項証明書を持参してください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人・現在の登記名義人</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方が相続人であることが酒田市にある戸籍で確認できない場合は、関係がわかる戸籍</p> <p><input type="checkbox"/> 1月1日以降に所有権移転があった場合は、新所有者の方がわかる登記事項証明書など</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723</p>



▲概要

3. 保険の手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
不正使用などを防ぐため、資格確認書を返却してください。 (マイナ保険証は8ページの通り破棄してください)	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 高齢者医療係 ☎ 0234-26-5729



▲概要

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
葬祭を行った方(喪主)に葬祭費(50,000円)が支給されます。 (火葬しか行っていない場合は支給対象とはなりません)	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 喪主(葬祭執行者)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主(葬祭執行者)の振込口座がわかるもの(喪主以外の方が 葬祭費を受領する場合は、その方の振込口座がわかるもの) <input type="checkbox"/> 喪主であることがわかるもの(会葬礼状、葬儀日程表、葬儀の領 収書など)※写し可	国保年金課 高齢者医療係 ☎ 0234-26-5729

手続き③ 高額療養費の支給申請・保険料の還付の手続き

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合は、支給申請や、振込口座の変更申請ができます。 ※この手続きは、保険料の還付の申請も兼ねています。	死亡後の保険料変更通知 が届いた翌日から2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座がわかるもの	国保年金課 高齢者医療係 ☎ 0234-26-5729

3. 保険の手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
不正使用などを防ぐため、資格確認書などを返却してください。 亡くなられた方が世帯主で、かつ同じ世帯員のなかに国民健康保険に加入している方がいる場合、新世帯主が記載された資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。	なし
必要なもの	手続き可能な人 亡くなられた方と同じ世帯だった方
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が世帯主の場合は、同じ世帯全員の国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ	問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎ 0234-26-5727

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。 （火葬しか行っていない場合は支給対象とはなりません） ※会社の健康保険などに加入されていた被保険者本人が、退職してから3か月以内に亡くなられたときは、加入されていた健康保険から埋葬料などが支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人 喪主（葬祭執行者）
<input type="checkbox"/> 喪主（葬祭執行者）の振込口座がわかるもの（喪主以外の方が葬祭費を受領する場合は、その方の振込口座がわかるもの） <input type="checkbox"/> 喪主の印鑑（喪主以外の方が葬祭費を受領する場合のみ必要） <input type="checkbox"/> 喪主であることがわかるもの（会葬礼状、葬儀日程表、葬儀の領収書など）※写し可	問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎ 0234-26-5727



▲概要

手続き③ 高額療養費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合は、支給申請や、振込口座の変更申請ができます。	支給申請書の発送 翌々日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座がわかるもの	問い合わせ先 国保年金課 国保係 ☎ 0234-26-5727

4. 年金の手続き

国民年金を受け取っていた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
日本年金機構（街角の年金相談センター酒田、鶴岡年金事務所など）で手続きをしてください。 ※47・48ページもご確認ください。	—
	手続き可能な人 生計を同じくしていた3親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書（ない場合は、基礎年金番号がわかるもの） ※年金の種類や遺族の状況によって提出書類が異なりますので、日本年金機構（街角の年金相談センター酒田、鶴岡年金事務所など）にお問い合わせください。	街角の年金相談センター酒田 ☎ 0570-05-4890（予約専用） 鶴岡年金事務所 ☎ 0235-23-5040 （自動音声案内 1 → 2）

厚生年金を受け取っていた・厚生年金を納めていた


手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
日本年金機構（街角の年金相談センター酒田、鶴岡年金事務所など）で手続きをしてください。 ※47・48ページもご確認ください。	—
	手続き可能な人 生計を同じくしていた3親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書（ない場合は、基礎年金番号がわかるもの） ※年金の種類や遺族の状況によって提出書類が異なりますので、日本年金機構（街角の年金相談センター酒田、鶴岡年金事務所など）にお問い合わせください。	街角の年金相談センター酒田 ☎ 0570-05-4890（予約専用） 鶴岡年金事務所 ☎ 0235-23-5040 （自動音声案内 1 → 2）

4. 年金の手続き


遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金のみを受け取っていた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>未支給年金などの請求に該当する場合があります。 国保年金課にお問い合わせください。</p>	—
 <p>▲概要</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>生計を同じくしていた3親等内の親族</p>
	<p>必要なもの</p> <p>問い合わせ先</p>
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書(ない場合は、基礎年金番号がわかるもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方の振込口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本など(手続き時に国保年金課にお問い合わせください)</p>	

国民年金を納めていた(受け取っていない)

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
<p>死亡一時金、遺族基礎年金などの請求に該当する場合があります。 国保年金課にお問い合わせください。</p>	—
 <p>▲概要</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>生計を同じくしていた3親等内の親族</p>
	<p>必要なもの</p> <p>問い合わせ先</p>
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 請求される方の振込口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本など(手続き時に国保年金課にお問い合わせください)</p>	

共済年金・企業年金・軍人恩給を受け取っていた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限	手続き可能な人
それぞれの機関で手続きをしてください。	—	親族
必要なもの	問い合わせ先	
※年金の種類や遺族の状況によって提出書類が異なりますので、手続きする機関にお問い合わせください。	47 ページ	

農業者年金を受け取っていた・農業者年金を納めていた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
農業者年金死亡関係届出書（死亡届・未支給請求・一時金請求）を最寄りの農協を通し、農業者年金基金へ提出してください。	亡くなられた日から10日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の農業者年金証書または農業者被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍謄本など 【未支給請求・一時金請求の場合】 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求される方の続柄を確認できる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求される方の振込口座がわかるもの	親族
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 農地係 ☎ 0234-26-5767

心身障害者扶養共済制度を使っていた

手続き 死亡の届出

手続き詳細	期 限
◆掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求手続きをしてください。 ◆年金受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの分で受給資格が喪失します。 ◆障がいのある方が加入者(保護者)よりも先に亡くなられた場合、加入期間などに応じて弔慰金が請求できます。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	加入者、年金管理者など
必要なもの	問い合わせ先
※手続きによって必要書類が異なるため、地域福祉課にお問い合わせください。	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733



▲概要

5. 税金・保険料の手続き

市税などを納めていた

手続き 納付の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税などの納付が済んでいない場合は、相続人が納付してください。 すでに届いている納税通知書に納付書が同封されていた場合は、納付書で納付してください。 納付状況が不明な場合は、納税課にお問い合わせください。 単身世帯等(老人ホーム等施設内で亡くなられた場合を含む)で最終住所地に誰も人がいない場合、後日納付書を送付することもありますので、送付先を納税課にお知らせください。	納税通知書に記載の納期限
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 納付書	【市税など】 納税課 納税係 ☎ 0234-26-5719 【介護保険料】 高齢者支援課 介護給付係 ☎ 0234-26-5363 【後期高齢者医療保険料】 国保年金課 高齢者医療係 ☎ 0234-26-5729

介護保険料を納めていた

手続き 還付の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護保険料を納めすぎている場合、還付金が発生する場合があります。 相続人の方の口座へ還付しますので、還付金振込口座届出書を提出してください。	死亡後の保険料変更通知が届いた翌日から2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑(委任する方のみ) ※個別の事情に応じて書類の提出が必要となる場合があります。	高齢者支援課 介護給付係 ☎ 0234-26-5363

市税や保険料を口座振替で納めていた

手続き 口座振替停止の手続き



手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の口座で振替（自動払い込み）されていた場合は、口座振替を行っていた金融機関で停止の手続きをしてください。</p> <p>別の口座から振替を希望される場合は、改めてお申込ください。</p> <p>納付書で納める場合は、納税課へお問い合わせください。</p>	速やかに
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳(※) <input type="checkbox"/> 通帳届出印(※) <input type="checkbox"/> 市税などの納税通知書 <p>※停止のみの場合は、亡くなられた方のものを、変更の場合は、これから振替を希望される方のもの</p>	<p>納税課 管理係 ☎ 0234-26-5720</p>

MEMO

6. 固定資産の手続き

亡くなられた方名義の土地や建物がある

手続き① 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産税の納税義務者(登記名義人)が亡くなられた場合、法務局で相続登記をするまでの間は、法定相続人(現所有者)全員が納税の義務を負います。</p> <p>納税通知書を受領していただく相続人代表者を指定するため、指定届を提出してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲概要</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲オンライン申請</p> </div> </div>	<p>現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類</p>	<p>税務課 固定資産係 ☎ 0234-26-5715, 0234-26-5716</p>

MEMO


手続き② 相続登記の申請

手続き詳細	期 限
<p>相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されました。相続(遺言を含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。(詳細は55ページ)</p> <p>※令和6年4月1日より前に相続した不動産は令和9年3月31日まで。正当な理由なく相続登記を怠ると、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。</p> <p>遺産分割の話し合いがまとまらないときなど、期限までに相続登記を行うことができない場合は、相続人申告登記という簡易的な手続きを行うことで義務を履行したとみなされます。ただし、相続人申告登記だけでは、所有権が移転したことにはなりませんので、相続人が確定した段階で別途相続登記を行う必要があります。</p>	<p>相続で不動産を取得したことを知った日から3年以内</p>
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不動産登記申請書・相続関係説明図(自分で登記申請する場合) <input type="checkbox"/> 不動産を相続した人の住民票 <input type="checkbox"/> 対象不動産の固定資産税名寄帳(評価証明書でも可) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 委任状(司法書士に手続きを依頼する場合) <input type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本 <p>【遺産分割協議による相続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書(司法書士に作成を依頼可) <input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑証明書 <p>【遺言による相続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遺言書(自筆証書の場合は裁判所での検認が必要な場合があります) 	<p>山形地方法務局酒田支局 ☎ 0234-25-2221</p> <p>司法書士相続登記相談センター ☎ 0120-13-7832</p> <p>各司法書士事務所 (名簿は山形県司法書士会のホームページをご覧ください)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>相続登記の申請手続きや書類の用意に不安があるときは、法務局や司法書士へご相談ください</p> </div>

6. 固定資産の手続き


亡くなられた方から農地(田・畑)を相続した

手続き 農地相続の届出

手続き詳細	期 限
農地の相続登記が完了したら、農地を相続した旨を届出してください。	農地についての権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内
 ▲概要	手続き可能な人
	新たに農地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記の登記完了証の写し <input type="checkbox"/> 農地を相続した方の印鑑	農業委員会事務局 農地係 ☎ 0234-26-5767

亡くなられた方から山林を相続した

手続き 山林の土地の所有者届出

手続き詳細	期 限
相続登記が完了し山林の土地の所有者になった方は、山林の土地の所有者になった旨を届出してください。	所有者となった日から90日以内
 ▲概要	手続き可能な人
	新たに山林の土地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	農林水産課 水産林業振興係 ☎ 0234-43-8708

7. バイク・トラクターの手続き

酒田市ナンバーのバイク(125cc以下)・小型特殊自動車(トラクターやミニカーなど)を持っていた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方名義の車両を廃棄やスクラップする場合、廃車手続き(ナンバープレートの返納)をしてください。</p> <p>◆ナンバープレートを紛失した場合は、標識番号紛失届も提出してください。</p> <p>◆車両がお手元にある状態での届出はできません。廃棄、スクラップ、業者へ引き渡しなど、車両を手離してから廃車の届出をしてください。</p> <p>◆標識交付証明書や車体を特定できる資料の提示がない場合、廃車証明書や廃車申告受付書は発行できません。また、廃車証明書が不要の場合、標識交付証明書の提出は必要ありません。</p> <p>※庄内ナンバーの手続きはP.47をご覧ください。</p>	<p>亡くなられた日から30日以内</p> <p>※軽自動車税(種別割)の課税の基準日は毎年4月1日です。基準日以降に廃車手続きしても、その年度の軽自動車税は納めていただきます。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 廃車する車両のナンバープレート</p> <p><input type="checkbox"/> 廃車する車両の標識交付証明書(証明書がない場合は自賠償保険証、車体番号部分の写真、石刷りなど車体を特定できる資料)</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>①相続人の方</p> <p>②相続人と同居家族の方</p> <p>③相続人から委任を受けた方</p> <p>問い合わせ先</p> <p>【廃車の受付窓口】</p> <p>市民課 住民係 ☎ 0234-26-5723</p> <p>【制度に関すること】</p> <p>税務課 税制係 ☎ 0234-26-5711</p>




▲概要

MEMO

7. バイク・トラクターの手続き

酒田市ナンバーのバイク(125cc以下)・小型特殊自動車(トラクターやミニカーなど)を持っていた

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方名義の車両を相続人が使用する場合、所有者などの名義変更手続きをしてください。</p> <p>※庄内ナンバーの手続きはP.47をご覧ください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>▲概要</p> </div>	<p>亡くなられた日から15日以内</p>
	手続き可能な人
	<p>①相続人の方</p> <p>②相続人と同居家族の方</p> <p>③相続人から委任を受けた方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 名義変更する車両の標識交付証明書(証明書がない場合は自賠償保険証、車体番号部分の写真、石刷りなど車体を特定できる資料)</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類</p>	<p>【名義変更の受付窓口】</p> <p>市民課 住民係</p> <p>☎ 0234-26-5723</p> <p>【制度に関すること】</p> <p>税務課 税制係</p> <p>☎ 0234-26-5711</p>

MEMO

8. 介護保険の手続き

65歳以上の方全員・65歳以下で介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証は、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証	高齢者支援課 介護認定係 ☎ 0234-26-5732

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

9. 高齢者の手続き

ほっとふくし券を利用していた

手続き 未使用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた日で受給資格が喪失します。 未使用のほっとふくし券は返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の氏名で発行された未使用のほっとふくし券	高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 0234-26-5780

在宅紙おむつ券を利用していた

手続き 未使用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた日で受給資格が喪失します。 未使用の在宅紙おむつ券は返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の氏名で発行された未使用の在宅紙おむつ券	高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 0234-26-5780

10. 障がい福祉の手続き

障害者手帳を持っていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
障害者手帳を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の療育手帳	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

障害児福祉手当を受け取っていた

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた月の分で受給資格が喪失します。 未払い分の手当があれば請求手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

10. 障がい福祉の手続き

特別障害者手当を受け取っていた

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた月の分で受給資格が喪失します。 未払い分の手当があれば請求手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

せきずい損傷者介護手当を受け取っていた

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた月の分で受給資格が喪失します。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

特別児童扶養手当を受け取っていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
<p>支給対象児童の保護者が亡くなられた場合、亡くなられた月の分で受給資格が喪失します。</p> <p>未支払い分の手当があれば請求手続きをしてください。</p> <p>受給資格が継続する場合、受給者変更の手続きをしてください。</p>	<p>亡くなられた日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書の写しまたは戸籍抄本（受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可）</p> <p><input type="checkbox"/> 未支払い分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの</p> <p>【受給資格が継続する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 認定請求者の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 認定請求者の振込口座がわかるもの</p>	<p>こども未来課 発達支援係 ☎ 0234-26-6258</p>

【児童が亡くなられた場合】


手続き 資格喪失届・額改定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>支給対象児童が亡くなられた場合、亡くなられた月の分で受給資格が喪失します。</p> <p>未支払い分があれば請求手続きをしてください。</p> <p>他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きをしてください。</p>	<p>亡くなられた日から14日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>なし</p>	<p>こども未来課 発達支援係 ☎ 0234-26-6258</p>

10. 障がい福祉の手続き

重度心身障がい(児)者医療証を持っていた

手続き 医療証の返却 資格喪失届・相続人指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた翌日で受給資格が喪失します。 未請求分の医療費領収書があれば請求手続きをしてください。</p>	速やかに
 ▲概要	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい(児)者医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は、相続人の振込口座がわかるもの	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

障がい者ほっとふくし券・障がい児ほっとふくし券を持っていた

手続き 資格喪失届の提出 未使用券の返却

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた日で受給資格が喪失します。 未使用の障がい者ほっとふくし券・障がい児ほっとふくし券は返却してください。</p>	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方名義の未使用の障がい者ほっとふくし券 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方名義の未使用の障がい児ほっとふくし券	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

自立支援医療受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた日で資格が喪失します。 自立支援医療受給者証は返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

障がい福祉サービスを使っていた

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
障がい福祉サービス受給者証は返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 0234-26-5733

障がい児通所支援を使っていた

手続き 受給者証の給付決定保護者の変更 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
通所受給者証は返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の通所受給者証	子ども未来課 発達支援係 ☎ 0234-26-6258

11. 生活保護の手続き

生活保護を受けていた

手続き 死亡の届出



手続き詳細	期 限
亡くなられた日の翌日付で、亡くなられた方の受給資格が喪失します。生活保護費の支給停止の手続きが必要ですので、速やかに届出してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	地域福祉課 福祉援護係 ☎ 0234-26-5730

MEMO

12. こどもの手続き

児童手当を受け取っていた(児童が亡くなられた場合も含む)

手続き 認定請求・未支払請求・消滅届・額改定請求

手続き詳細	期 限
<p>【受給者が亡くなられた場合】 受給者変更の手続き(認定請求)をしてください。 未支払いの手当がある場合は手続きをしてください。</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 消滅届または額改定の手続きをしてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p style="text-align: center;">▲制度の概要 ▲オンライン申請</p>	<p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者変更は亡くなられた日から15日以内 ・未支払請求は亡くなられた日から2年以内 <p>【児童が亡くなられた場合】 亡くなられた日から15日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 受給予定者のマイナ保険証や健康保険の資格確認書など <input type="checkbox"/> 受給予定者の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 未支払いがある場合は、児童の振込口座がわかるもの <p>【児童が亡くなられた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> なし 	<p>【受給者が亡くなられた場合】 今後、対象児童を監護する方</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 亡くなられた児童の保護者</p>
	問い合わせ先
	<p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

12. こどもの手続き

児童扶養手当を受け取っていた(児童が亡くなられた場合も含む)


手続き 未支払請求・資格喪失届・額改定届

手続き詳細	期 限
<p>【受給者が亡くなられた場合】 未支払いの手当がある場合は請求をしてください。</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 資格喪失届または額改定の手続きをしてください。</p>	<p>【受給者が亡くなられた場合】 未支払い請求は亡くなられた日から2年以内</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 速やかに</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>【受給者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 未支払いがある場合は、児童の振込口座がわかるもの</p> <p>【児童が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p>	<p>【受給者が亡くなられた場合】 親族</p> <p>【児童が亡くなられた場合】 亡くなられた児童の保護者</p>
	問い合わせ先
	<p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>

MEMO


子育て支援医療証を持っていた（児童の被保険者が亡くなられた場合も含む）

手続き 医療証の返却 喪失届・保険変更届

手続き詳細	期 限
<p>【児童が亡くなられた場合】 亡くなられた日で失効します。資格喪失届を提出してください。子育て支援医療証は返却してください。</p> <p>なお、子育て支援医療証の交付を受ける前に亡くなられた場合は、児童の健康保険の資格確認書などができ次第、交付申請及び資格喪失届を提出してください。</p> <p>【児童の被保険者が亡くなられた場合】 児童の加入する健康保険を変更した後に、子育て支援医療証の保険の変更をしてください。</p>  <p>▲制度の概要</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人 児童の保護者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子育て支援医療証 <input type="checkbox"/> 児童のマイナ保険証や健康保険の資格確認書など	<p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>

ひとり親家庭等医療証を持っていた

手続き 医療証の返却 喪失届

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた日で失効します。</p> <p>ひとり親家庭等医療証は返却してください。</p> <p>医療証返却時に喪失届をご記入いただきます。</p> <p>【亡くなられた児童以外にも対象児童がいる場合】 新しいひとり親家庭等医療証を交付します。</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 子育て支援医療証の手続きが必要になる場合があります。</p>  <p>▲制度の概要</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	<p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>

12. こどもの手続き

未熟児養育医療券を持っていた(保護者が亡くなられた場合も含む)

手続き 医療券の返却または医療券記載事項変更届

手続き詳細	期 限
<p>【児童が亡くなられた場合】 亡くなられた日で失効します。 養育医療券は返却してください。</p> <p>【申請した保護者が亡くなられた場合】 申請者を配偶者に変更する必要があります。 養育医療券記載事項変更届を提出してください。</p>	<p>なし</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【児童が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育医療券</p> <p>【申請した保護者が亡くなられた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育医療券</p> <p><input type="checkbox"/> 児童のマイナ保険証や健康保険の資格確認書など</p>	<p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き


相続について

委任状


広告掲載事業者

18歳以下の子がいる父・母が亡くなられた

手続き① 児童扶養手当の認定請求

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当の受給要件に該当する場合があります。詳しくはこども未来課にお問い合わせください。(市ホームページに受給要件など制度の概要を掲載しています。)</p>  <p>▲制度の概要</p>	<p>速やかに(申請が受理された翌月分より支給対象となります)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 申請される方と対象児童の戸籍謄本(原則不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請される方の振込口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 申請される方の本人確認資料</p> <p><input type="checkbox"/> 申請される方と対象児童の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの</p> <p>※個別の事情に応じて書類の提出が必要となる場合がありますので、こども未来課にお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>


手続き② ひとり親家庭等医療証の交付申請

手続き詳細	期 限
<p>ひとり親家庭等医療証の受給要件に該当する場合があります。詳しくはこども未来課にお問い合わせください。(市ホームページに受給要件など制度の概要を掲載しています。)</p>  <p>▲制度の概要</p>	<p>速やかに(医療証は申請した月の1日からの適用となります)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 親と子のマイナ保険証や健康保険の資格確認書など</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>こども未来課 子育て支援係 ☎ 0234-26-5734</p>

13. 上下水道の手続き


上下水道を使っていた

手続き 給水装置所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
酒田市上下水道お客さまセンターにご連絡ください。 ※自宅以外に畑など複数の物件を所有している場合は、そちらもあわせて手続きが必要です。	速やかに
 ▲オンライン申請	手続き可能な人 親族・亡くなられた方と同じ世帯の方など
必要なもの <input type="checkbox"/> 給水装置所有者変更届 <input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 ※マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きの本人確認書類に限ります。	問い合わせ先 酒田市上下水道お客さまセンター ☎ 0234-22-1811 【大台野飲雑用水の利用者】 八幡総合支所 建設産業係 ☎ 0234-64-3114

公共下水道事業受益者負担金を納めていた


手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
受益者(納付義務者)が亡くなられた場合は、受益者変更届を提出してください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ受益者変更届を送付します。	受益者の変更があった14日以内
 ▲概要	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 受益者変更届	問い合わせ先 下水道課 経営係 ☎ 0234-22-1832


14. 粗大ごみの手続き

家財整理をしたい

手続き① ごみ処理施設への自己搬入

手続き詳細	期 限
<p>粗大ごみ・多量ごみは、自分で直接持ち込むことができます。 ※品目によって搬入先が違いますのでご注意ください。</p> <p>【もやすごみ・粗大ごみ】 酒田地区広域行政組合ごみ処理施設(広栄町三丁目133番地)</p> <p>【資源物・ペットボトル・埋め立てごみ・水銀を含むごみ】 酒田地区広域行政組合リサイクルセンター(北沢字長面200番地)</p>  <p>▲概要</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 重量に応じた手数料(10kgごとに180円) ※現地で支払い</p> <p>※粗大ごみの内、スプリングマットレス及びスプリング入りソファは、重量に応じた手数料に加え、1点につき2,000円加わります。</p> <p><input type="checkbox"/> 持ち込みされる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> ごみの発生場所がわかるもの(公共料金の領収書など)</p>	<p>酒田地区広域行政組合 事務局管理課 ☎ 0234-31-2882</p>

手続き② 粗大ごみ・多量ごみの収集依頼

手続き詳細	期 限
<p>粗大ごみ・多量ごみは、収集を依頼することができます。</p> <p>収集受付専用番号 ☎0234-31-5325</p> <p>※収集できない品目もあります。その場合は専門の業者や購入店に依頼してください。</p>  <p>▲概要</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 品目に応じた手数料 ※後日納付書で支払い</p>	<p>環境衛生課 管理係 ☎ 0234-31-0933</p>

15. 市営住宅の手続き

市営住宅に入居していた

手続き 継続使用の申請 同居者異動届の提出 明渡届出書の提出

手続き詳細	期 限
名義変更や異動、明け渡しの手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 亡くなられた方と同じ世帯の方、 法定相続人、連帯保証人など
必要なもの	問い合わせ先
※手続きによって異なるため、建築課にお問い合わせください。	建築課 公営住宅係 ☎ 0234-26-5747

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について


委任状

広告掲載事業者

16. パートナーシップ宣誓の手続き

パートナーシップ宣誓をしていた

手続き 受領証明書返還届の提出

手続き詳細	期 限
パートナーシップ宣誓書受領証明書返還届の提出とともに、世帯全員分の受領証明書を返還してください。  ▲概要	速やかに
	手続き可能な人 亡くなられた方とパートナーシップの宣誓をされていた方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きされる方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯全員分のパートナーシップ宣誓書受領証明書	共生社会課 男女共同参画・多文化共生係 (交流ひろば) ☎ 0234-21-0826

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



委任状

広告掲載事業者

17. デマンドタクシーの手続き

デマンドタクシーを登録していた

手続き 乗合タクシー登録事項変更届

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方がデマンドタクシーを登録していた場合は、登録の解除の届出をしてください。</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲概要</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲オンライン申請</p> </div> </div>	<p>速やかに</p>
	手続き可能な人
	<p>親族・亡くなられた方と同じ世帯の方など</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>なし</p>	<p>都市デザイン課 地域公共交通係 ☎ 0234-26-5756</p>

MEMO

18. 今後の相談

相続手続きなどを専門家に相談したい

手続き 司法書士無料法律相談

手続き詳細	期 限
司法書士へ無料相談ができます。 開設日時は酒田市広報をご確認ください。 【司法書士無料法律相談】 場所：酒田勤労者福祉センター（緑町19番10号）	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	山形県司法書士会酒田支部 ☎ 0234-24-5250

空き家の相談をしたい

手続き ① 空き家等無料相談会

手続き詳細	相談先一覧
お持ちの空き家・空き地の売買や賃貸借、取り壊し、相続手続きなど、空き家などに関するさまざまな相談を無料で受けることができる「空き家等無料相談会」を開催しています。 開設日時は酒田市広報や「酒田市空き家等ネットワーク協議会」のホームページをご確認ください。 【空き家・空き地の管理について】 ◆空き家・空き地は個人の所有物です。所有者などは周辺住民の生命や財産、生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努めなければなりません。 ◆管理せず放置し、管理不全が原因で他者へ被害を与えた場合、所有者などは被害を受けた方から損害賠償を請求される可能性があります。 ◆空き家などに何か異常があったときに、近隣の方や自治会からすぐ連絡をもらえるよう、気軽に連絡を取り合える関係を築きましょう。	【空き家を売買・賃貸したい】 山形県宅地建物取引業協会酒田 ☎0234-26-4420 全日本不動産協会山形県本部酒田事務所 ☎0234-24-1355 【空き家を解体したい】 山形県建設業協会酒田支部 ☎0234-33-0702 【土地の境界をはっきりさせたい】 山形県土地家屋調査士会酒田支部 ☎0234-26-6134 【相続の手続きを相談したい】 山形県司法書士会酒田支部 ☎0234-24-5250 【相続人の調査をしたい・遺産分割協議書を作りたい】 山形県行政書士会酒田支部 ☎0234-22-3353



▲概要

18. 今後の相談

空き家の相談をしたい

手続き② 空家等管理活用支援法人の相談窓口

手続き詳細

酒田市の指定を受けた「空家等管理活用支援法人」です。
市の空き家対策業務を補完する役割があり、空き家の相談、利活用、啓発といった取り組みをおこなっています。
空き家全般に係るご相談に対応します。(売却、活用、相続、家の片付けや管理、解体のお見積りなどさまざま)
市役所のまちづくり推進課からも、いつでも法人にご相談をおつなぎできます。直接、法人へのご相談も可能です。

相談先一覧

NPO法人 ^{こや}こ家プロジェクト
酒田市日吉町二丁目5-28
☎ 080-9501-3787

まちづくり推進課
市民相談室
☎ 0234-26-5726

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書や社員証など、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格が喪失しますので、資格喪失後は国民健康保険など他の医療保険制度へ加入する必要があります。 酒田市国保年金課国保係 ☎ 0234-26-5727
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽや勤務先が加盟している保険組合などに対して、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】</p> <p>遺族の状況によって提出書類が異なりますので、手続き先にお問い合わせください。</p> <p>【手続き先】</p> <p>お近くの年金事務所・年金相談センター (詳細は48ページ)</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	酒田税務署 ☎ 0234-33-1450
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続き

1 新しい改葬先の確保

改葬先の墓地・納骨堂の管理者から納骨の受け入れが確認できる書類を発行してもらいます。

・墓地使用許可証・受入証明書・永代使用許可書 など

2 改葬許可申請書の作成

酒田市ホームページから改葬許可申請書を印刷し、必要事項を記入します。

※申請書用紙の郵送も可能ですので、環境衛生課に連絡してください。

現在埋葬されている墓地・納骨堂の管理者から、「墓地管理者」の証明欄に、署名・押印してもらいます。

※酒田市が運営するやすらぎ霊園・川南やすらぎ霊園からの改葬の場合は、管理者の証明手続きは不要です。

▼必要書類

改葬許可申請書、改葬先の納骨の受け入れが確認できる書類

▼提出先

酒田市環境衛生課管理係(酒田市広栄町3丁目133番地)

※郵送での提出も可能です。

3 改葬許可証の受け取り

改葬許可証は受付から1週間程度で申請された方の住所へ郵送でお届けします。お急ぎの場合は、改葬許可申請書提出の際に相談してください。

4 遺骨の取り出し

遺骨を取り出します。取り出しは石材店などにもお願いすることもできます。

※改葬許可証の提示を求められた場合は提示してください。渡す必要はありません。

5 改葬先への納骨

改葬先の墓地・納骨堂に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問い合わせ先

環境衛生課 管理係

☎ 0234-31-0933



市役所以外の手続きチェックリスト※これら以外にも手続きが必要となる場合があります。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当	手続済	項目	手続き内容	窓口・問い合わせ先
免許証など			運転免許証を持っていた	返納手続き	酒田警察署 ☎ 0234-23-0110 山形県総合交通安全センター ☎ 023-655-2150
			在留カード・特別永住者証明書を持っていた(外国人の方)	返納手続き	仙台出入国在留管理局 酒田港出張所 ☎ 0234-22-2746
年金			老齢基礎年金(国民年金)・厚生年金を受け取っていた	未支給年金請求 遺族基礎年金請求 遺族厚生年金請求	街角の年金相談センター酒田 ☎ 0570-05-4890(予約専用) 鶴岡年金事務所 ☎ 0235-23-5040 (詳細は14・48ページ)
			共済年金・企業年金を受け取っていた	請求・資格喪失手続き	各共済組合、各企業年金基金
			軍人恩給を受け取っていた		総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
			農業者年金を受け取っていた	死亡届・未支給年金請求	各農協 (詳細は16ページ)
受給者証など			次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・特定疾病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証 ・山形県身体障がい者等駐車施設利用証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・被爆者健康手帳	返還・喪失手続き	山形県庄内保健所 ☎ 0235-66-4724
相続			不動産登記	土地・家屋などの所有者移転(相続)登記など (詳細は20・55ページ)	山形地方法務局酒田支局 ☎ 0234-25-2221
					山形県司法書士会 (相続登記相談センター) ☎ 0120-13-7832
			普通自動車	名義変更(相続)手続き	山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2014
			125ccを超えるバイク(2輪)		
			3輪・4輪の軽自動車		
		株券・社債・国債	相続	各証券会社、信託銀行など	

区分	該当	手続済	項目	手続き内容	窓口・問い合わせ先
相続			預貯金口座など	口座凍結解除や名義変更(相続)の手続き(詳細は49・50ページ)	各金融機関
保険			簡易保険	保険金の請求	酒田郵便局かんぽサービス部 ☎ 0234-22-0800
			生命保険など	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
			損害保険など	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
光熱費など			クレジットカード	解約	各契約会社
			固定電話	契約継承、解約	NTT東日本 ☎ 116 (局番なし) または☎ 0120-116-000
			携帯電話		各契約会社
			インターネット	各契約会社	
			電気	名義変更、解約	東北電力 ☎ 0120-066-774
			ガス		酒田天然ガス ☎ 0120-724-310 または各契約会社
			NHK受信料		NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515
不動産 賃貸			借地・借家	名義変更など	不動産業者または契約の相手方
			県営住宅	退去・県営住宅明渡届、同居者異動届など	山形県すまい・まちづくり公社 庄内地域管理事務所 ☎ 0235-66-3210

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。それぞれの窓口にお問い合わせいただき、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。(詳細は10・11ページ)

●未支給年金の手続き

国民年金や厚生年金を受給していた方が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の分までの年金を、生計を同じくしていた3親等内の方が請求することができます。この手続きは、日本年金機構への死亡届を兼ねていますので、おおむね14日以内に手続きをするようにしてください。

酒田市付近の年金相談センター・年金事務所

街角の年金相談センター酒田 (酒田市中町1丁目13-8)

☎ 0570-05-4890 (予約受付専用電話)

鶴岡年金事務所 (鶴岡市錦町21-12)

☎ 0235-23-5040 (自動音声案内1→2)

※「**完全予約制**」です。基礎年金番号がわかる書類(年金手帳・年金証書・年金額改定通知など)をご用意いただき、**電話で日程予約をしてください。**

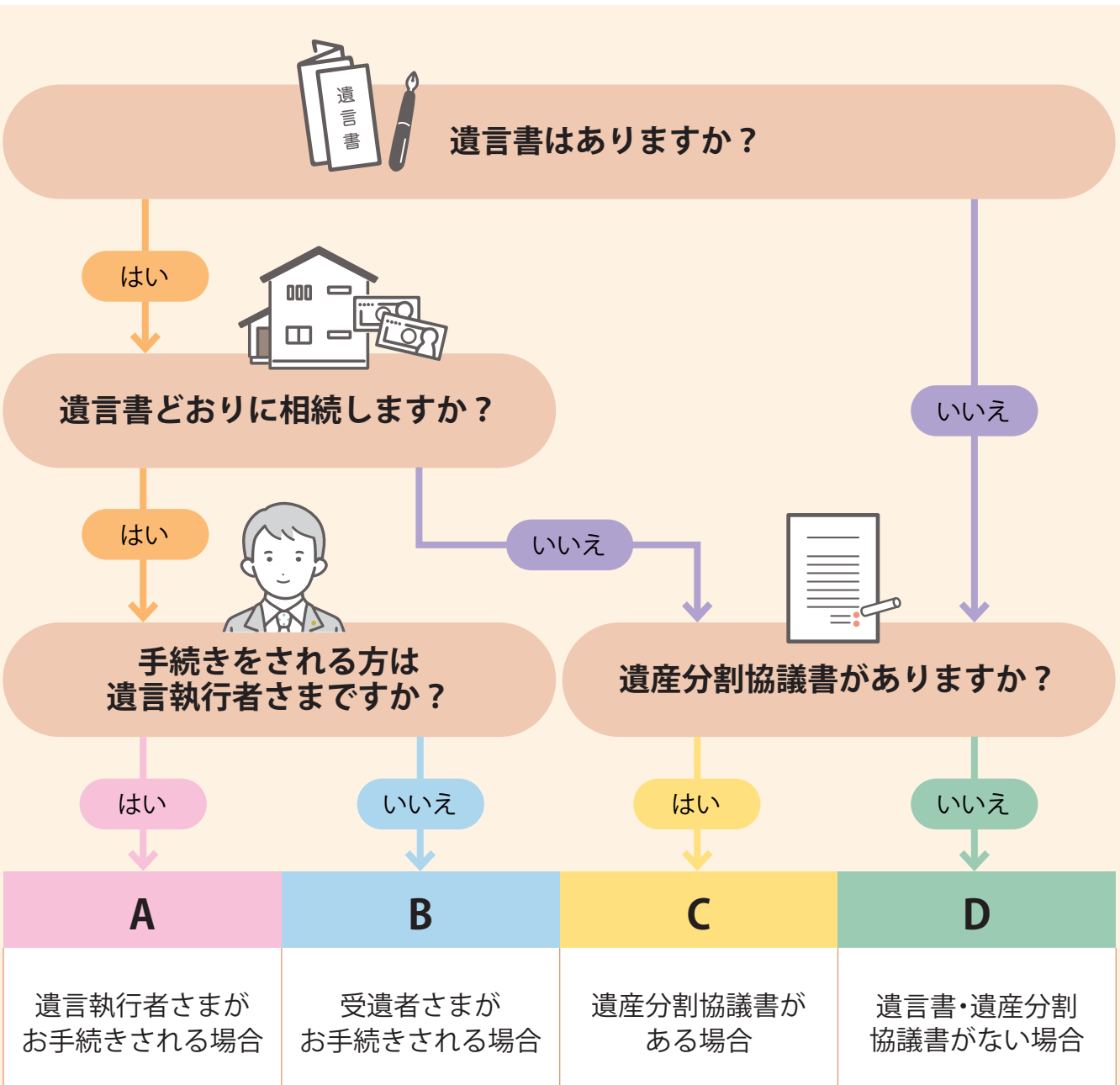
※亡くなられた方が、障害基礎年金のみを受給していた場合は、酒田市国保年金課国民年金係や各総合支所市民福祉係で手続きしてください。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口で口座凍結解除を依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関によって必要な書類が異なるため、詳細はそれぞれの金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(亡くなられた方)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明書 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続の手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	<p>相続人を確定させるためには、亡くなられた方の「出生から死亡まで」のすべての戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までのすべての戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。(詳細は10ページ)</p> <p>また、被相続人と法定相続人を一覧にした図を作成し、戸籍や必要書類と合わせて登記所へ申出することで、相続手続きに利用できます。(詳細は56ページ)</p> <p>山形地方法務局酒田支局 ☎ 0234-25-2221</p>
☐	遺言書の調査		<p>自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。</p> <p>山形地方法務局酒田支局 ☎ 0234-25-2221</p> <p>公正証書遺言は、公証役場で検索してください。</p> <p>鶴岡公証役場 ☎ 0235-22-9996</p>
☐	遺言書の検認		<p>法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要です。</p> <p>山形家庭裁判所酒田支部 ☎ 0234-23-1272</p>
☐	相続財産の調査		<p>被相続人の預金通帳や郵便物から調査し、事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。</p> <p>自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。(詳細は11ページ)</p>
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		<p>共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成が必要です。</p>

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

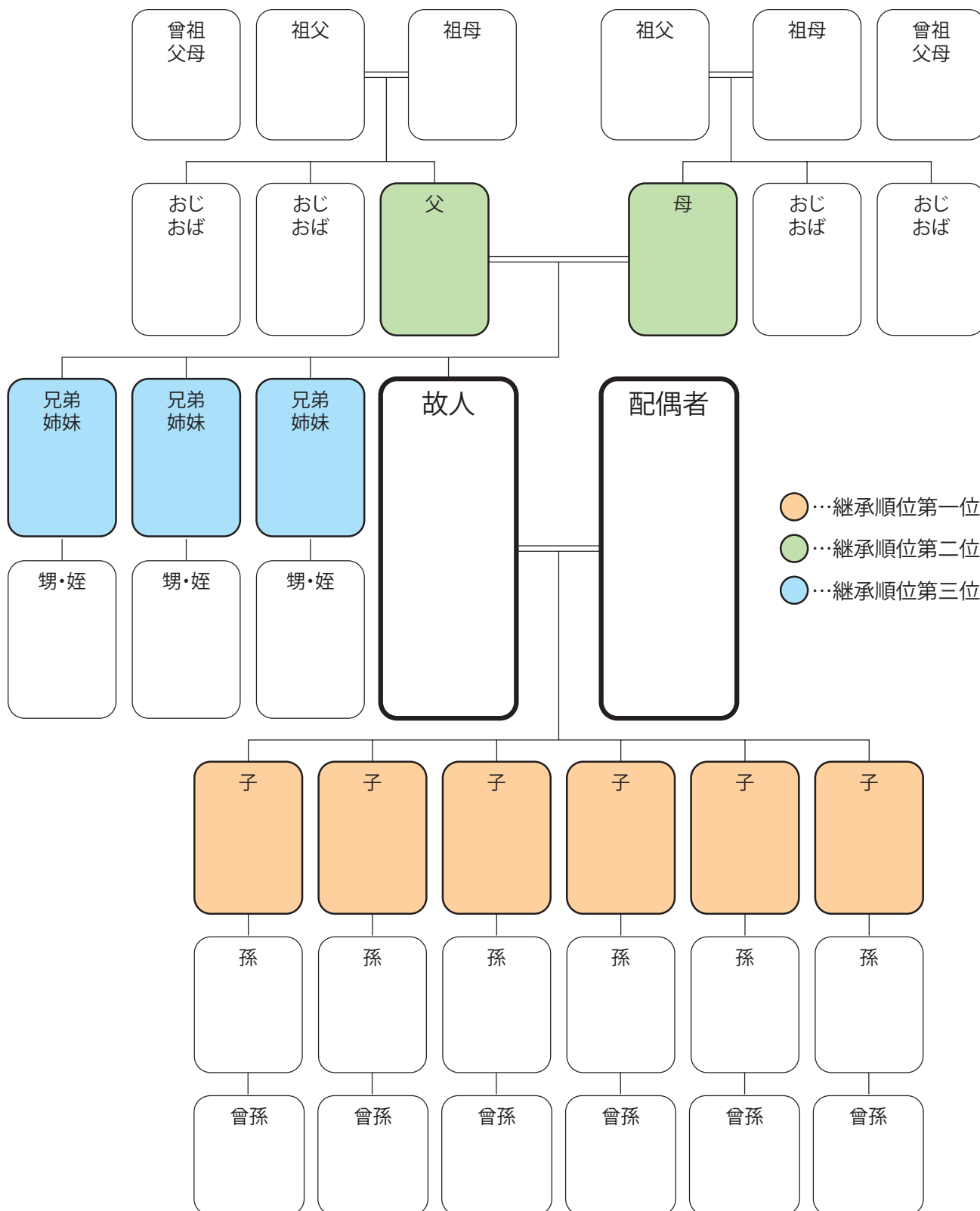
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは56ページや法務局のホームページをご覧ください。



▲法務局のHP

亡くなられた方の財産のリスト

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

あなたの手続きを応援します！

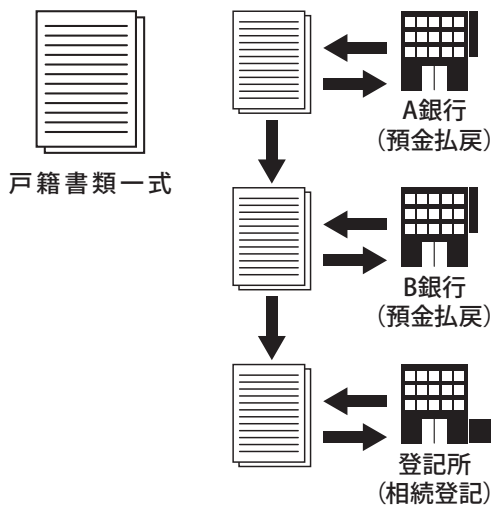
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

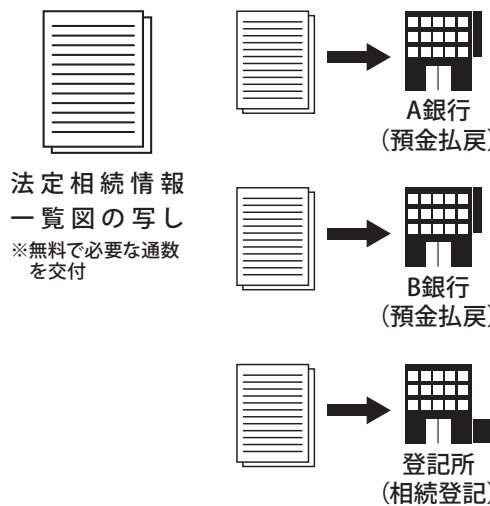
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

手続きにより委任できる方が異なります。必要に応じてコピーして使用してください。

委任状

(宛先)酒田市長

代理人

(委任者の代わりに手続きする方)

住 所			
氏 名	生年月日	年	月 日
電話番号	委任者からみた関係 (続柄：)		

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。(該当する項目☑)

（亡くなられた方）の死亡に伴う手続き

- 世帯主変更届に関する一切の権限
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険の手続き及び受領に関する一切の権限(葬祭費を除く)
- 葬祭費(国民健康保険または後期高齢者医療保険)の手続き及び受領にかかる一切の権限 ※喪主のみ
- 未支給年金または遺族年金請求及び相続手続きに関する戸籍証明書(除籍・改製原戸籍含む)・戸籍附票の写し(除票・改製原附票含む)・住民票の写し(除票含む)の取得に関する一切の権限
- 相続手続きに関する固定資産税証明書(名寄帳・評価証明)の取得に関する一切の権限
- その他 ()
※具体的に記入

委任者

※委任できる方は手続きによって異なります。手続き案内ページで手続きできる方をご確認ください。

令和 年 月 日

住 所			
氏 名・印 ※本人自署 または記名押印	印		
電話番号	生年月日	年	月 日
亡くなられた方 からみた関係	続柄：		

この委任状は、年金事務所や街角の年金相談センターでは使用できません

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行 酒田市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年4月